

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月8日
【事業年度】	第138期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	東京急行電鉄株式会社
【英訳名】	TOKYU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 越村 敏昭
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区南平台町5番6号
【電話番号】	(03) 3477-6168番
【事務連絡者氏名】	財務戦略室 主計部 連結・IR担当課長 松本 泰郎
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区南平台町5番6号
【電話番号】	(03) 3477-6168番
【事務連絡者氏名】	財務戦略室 主計部 連結・IR担当課長 松本 泰郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第138期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の2第1項に基づき有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

前文〈省略〉

(1) 会社の機関

(訂正前)

①～⑤ 〈省略〉

⑥ 株主総会の特別決議要件

〈省略〉

⑦ 内部監査および監査役監査の状況

〈省略〉

⑧ 会計監査の状況

〈省略〉

⑨ 社外取締役および社外監査役との関係

〈省略〉

(訂正後)

①～⑤ 〈省略〉

⑥ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

⑦ 株主総会の特別決議要件

〈省略〉

⑧ 内部監査および監査役監査の状況

〈省略〉

⑨ 会計監査の状況

〈省略〉

⑩ 社外取締役および社外監査役との関係

〈省略〉

以 上